

# 年次開示資料（商品先物取引業）

【2024年3月期】

株式会社マネーパートナーズ

## 1. 会社の概況

### ①商号、許可年月日等

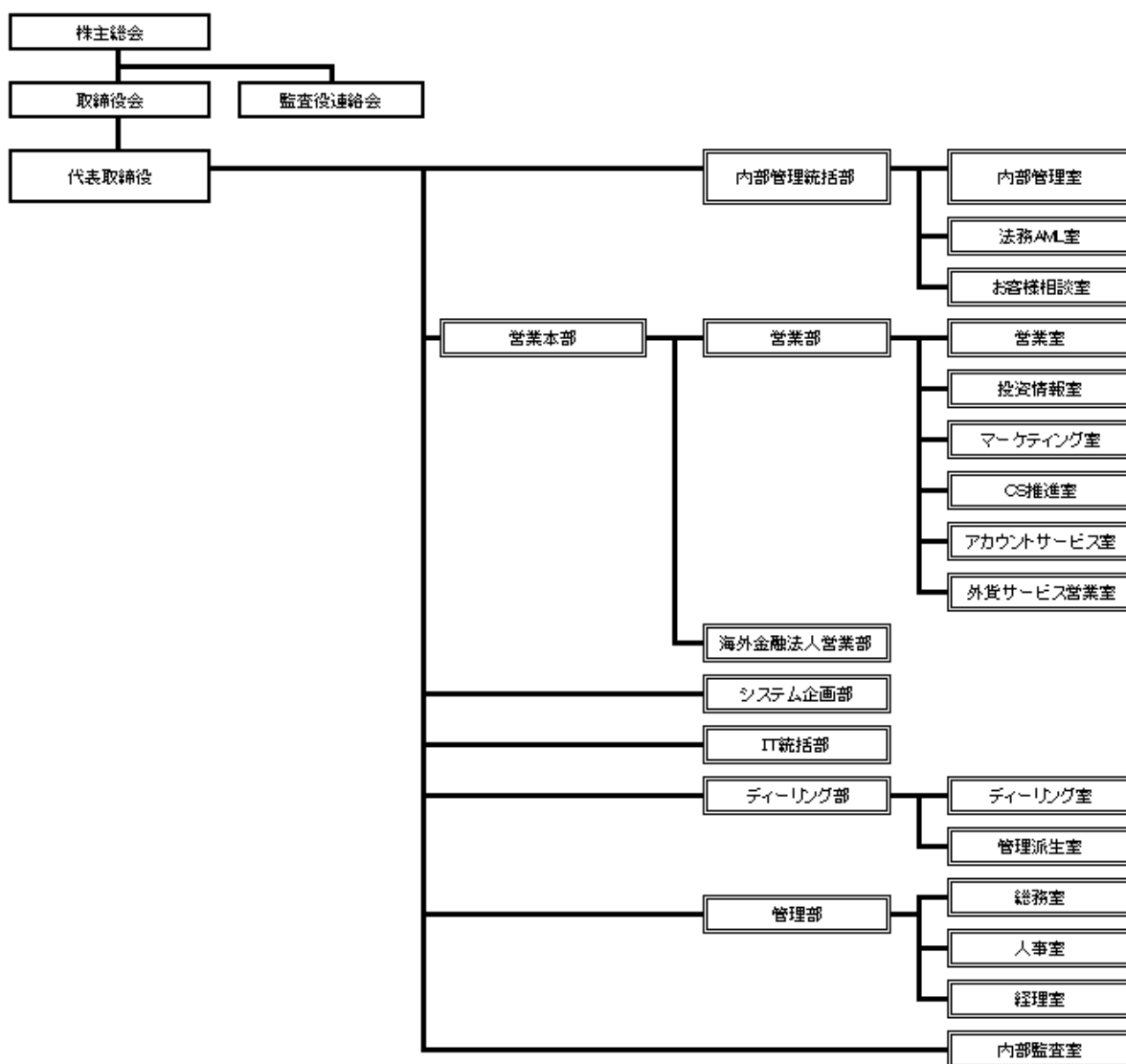
商号又は名称	株式会社マネーパートナーズ
代表者名	代表取締役社長 福島 秀治
所在地	東京都港区六本木三丁目2番1号
許可年月日	2023年1月1日(直近)
加入協会名	日本商品先物取引協会
会社の沿革	

年 月	沿 革
2008年5月	マネーパートナーズ分割準備株式会社設立
9月	金融商品取引業者登録(登録番号:関東財務局長(金商)第2028号)
10月	吸収分割の方法により、金融商品取引業等に関する全事業を株式会社マネーパートナーズ(10月1日付をもって商号を株式会社マネーパートナーズグループに変更)から承継し、商号をマネーパートナーズ分割準備株式会社から株式会社マネーパートナーズに変更
2009年6月	第二種金融商品取引業の追加登録
7月	大阪取引所に開設された取引所外国為替取引市場(愛称:大証FX)においてマーケットメイカーとしての業務を開始
2010年7月	有価証券の新規買付取扱い開始
2011年1月	商品先物取引業の許可を受ける
3月	外貨の成田受取サービス開始
8月	CFD-metals取引開始
2012年3月	外貨両替・受取サービスに「英ポンド」「スイスフラン」の2通貨を追加
7月	外貨両替・受取サービス、関西国際空港にてサービス開始
2013年7月	外貨両替・受取サービス、羽田空港及び中部国際空港(セントレア)にてサービス開始
2014年4月	新サービス「かんたんトレナビ」開始
6月	新サービス「外貨引受サービス」開始
6月	外貨両替・受取サービスに「韓国ウォン」追加
9月	海外専用のトラベルプリペイドカード「マネパカード」開始
10月	大阪取引所の取引所外国為替取引市場(愛称:大証FX)の休止に伴いマーケットメイカーとしての業務を終了
11月	第二種金融商品取引業の廃止
2015年3月	外貨両替・受取サービスに「中国元」追加
4月	スワップポイントのみの受取サービスを開始
2016年1月	ホームページにビットコインの参考レートを表示を追加
3月	大和ネクスト銀行との提携カード「DAIWA SMART DEPOSIT」の提供を開始
5月	マネパカードの国内利用サービス開始
12月	本社移転
2017年1月	商品先物取引業の許可更新
4月	株式会社日本旅行との提携カード「日本旅行マネパカード」開始
9月	暗号資産交換業の登録
2018年6月	Peach Aviation 株式会社との提携カード「Peach Manepa Card」開始
11月	マネパカードの入金方法に『コンビニ予約入金』追加
2019年4月	マネパカードに新機能『おまかせチャージ おまかせ両替』追加
2020年1月	スマートフォンアプリ「HyperSpeed Touch/nano」に一括決済注文及び全決済注文の利用設定とスワップポイント照会画面を追加

9月	パートナーズFXへ新通貨ペア「米ドル/カナダドル」「米ドル/南アフリカランド」「米ドル/トルコリラ」「米ドル/メキシコペソ」を追加
11月	福島秀治が代表取締役役に就任 法人口座のレバレッジ（証拠金ルール）を改定
2021年12月	暗号資産CFDのサービス提供開始
2022年10月	パートナーズFXへ新通貨ペア「人民元/円」「米ドル/人民元」「イスラエルシェケル/円」「ノルウェークローネ/円」を追加
2023年1月	商品先物取引業の許可更新
3月	パートナーズFXとパートナーズFXnanoを集約したスマートフォン用『FX取引アプリ』をリリース
9月	第二種資金移動業（Manepa Card）を廃止

## ②事業の内容

### (1) 経営組織（2024年3月31日現在）



(2) 事業の内容 (2024年3月31日現在)

(a) 商品先物取引業

イ. 国内商品市場取引に係る業務

該当事項はありません。

ロ. 外国商品市場取引に係る業務

該当事項はありません。

ハ. 店頭商品デリバティブ取引に係る業務

当社の行う店頭商品デリバティブ取引は全てインターネットを利用した顧客との相対取引により行っており、当社で取引できる商品は金及び銀を原資産とするCFDとなっております。

また、カバー取引先についてはユービーエス・エイ・ジー銀行（スイス連邦銀行委員会監督下での銀行業務）、ドイツ銀行（ドイツ連邦金融監督局監督下での銀行業務）、ジェー・アロン・アンド・カンパニー（J. Aron & Company）[ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク（The Goldman Sachs Group, Inc.）の子会社]（特定店頭商品デリバティブ取引業者。ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクは米国連邦準備制度理事会に規制される金融持株会社）、シティバンク、エヌ・エイ（米国および英国の金融監督当局の監督下での銀行業務）、クレディ・スイス・エイ・ジー（スイス連邦金融市場監督機構監督下での銀行業務）、ビー・エヌ・ピー パリバ（フランス金融市場庁監督下での銀行業務）のいずれかとの間でカバー取引を行っております。

ニ. 国内商品市場における取引を行う業務

該当事項はありません。

(b) 兼業業務

・ 金融商品取引業

第一種金融商品取引業

・ 金融商品取引業以外の業務

外国通貨の売買、売買の媒介、取次ぎもしくは代理、その他これに付随する業務

・ 他の事業者の業務に関する広告又は宣伝

・ 暗号資産交換業

(注1) 2017年9月29日付で暗号資産交換業の登録をしておりますが、業務は開始していません。

(注2) 2023年9月29日付で資金移動業を廃止しております。

③ 営業所、事務所の状況 (2024年3月31日現在)

名 称	所 在 地
本 店	東京都港区六本木三丁目2番1号

④財務の概要

決算年月 2024年3月期

(a)資本金	3,100,000千円
(b)営業収益	5,372,373千円
(c)受入手数料	55,184千円
(d)トレーディング損益	5,307,834千円
(e)経常損益	938,091千円
(f)当期純損益	628,156千円
(g)純資産額規制比率	754.0%

⑤発行済株式総数 (2024年3月31日現在)

発行済株式総数 62,000株

(注) 当社の株式は非上場です。

⑥上位10位までの株主の氏名等 (2024年3月31日現在)

氏名又は名称	保有株式数	割合
株式会社マネーパートナーズグループ	62,000株	100.00%
合計 1名	62,000株	100.00%

⑦役員 の 状 況 (2024年3月31日現在)

役職名	氏名
代 表 取 締 役 社 長	福 島 秀 治
取 締 役 C C O	梶 川 理 恵
取 締 役 C F O	宇 留 野 真 澄
取 締 役	富 田 政 志
常務取締役内部管理統括責任者	佐 藤 直 広
常 務 取 締 役 C I O	上 山 文 利
取 締 役	李 鍾 官
監 査 役	百 瀬 茂
監 査 役	川 東 憲 治
監 査 役	松 本 英 昭

⑧役員及び使用人の数 (2024年3月31日現在)

	役員	使用人	合計
総 数	10名	53名	63名
(うち外務員数)	( 2名)	( 8名)	( 10名)

## 2. 営業の状況

### ①営業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い経済活動の正常化が進む一方、長引くウクライナ情勢の緊迫やパレスチナ情勢の悪化、資源価格の高騰やインフレ率の上昇に伴う世界的な金融引き締め政策の継続による海外景気の下振れリスク等により、依然として先行き不透明な状況が継続しております。

当事業年度の金及び銀を原資産とするCFDに係るトレーディング損益は172百万円（前年同期比17.0%減）となりました。

なお、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドラインにおいては、当社は、AML/CFT対策にかかる一元的な管理態勢を整備し、関係部門連携のもと、組織全体で横断的に対応し、その有効性について定期的に内部監査を実施し、継続的な改善に努めております。

態勢整備の状況につきましては以下の通りです。

- ① 2022年8月に「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する基本方針」を制定し、当社ホームページにも公開しております。また、「マネー・ローンダリング等への対応に関する規程」も同時に制定し、社内研修のテーマに取り上げるなど、社員教育に注力するとともに、規程および各種マニュアルに則った実務運用を2022年9月より開始しております。
- ② 2023年3月には、上記規定の改訂、各種マニュアルの更新や実務対応フローの見直しを実施し、引き続き実務運用を通して効率的、実効的な運用を進めております。
- ③ 金商法第56条の2第1項に基づく「報告徴求命令文書」にて求められていた体制整備を2024年3月末時点で整備完了しており、報告徴求命令に基づく報告は提示された書式に基づき提出期限である4月30日に「期限内にすべて整備済み」として報告を提出済みです。
- ④ 内部監査につきましては2022年12月に実施し、特段の指摘事項は無く、計画通りの態勢整備が行われていると評価されております。

#### (1) 受取手数料部門

##### (a) 国内商品市場取引

該当事項はありません。

##### (b) 外国商品市場取引

該当事項はありません。

##### (c) 店頭商品デリバティブ取引

該当事項はありません。

#### (2) トレーディング部門

##### (a) 国内商品市場取引

該当事項はありません。

##### (b) 外国商品市場取引

該当事項はありません。

##### (c) 店頭商品デリバティブ取引

(単位：数量 toz)

商品又は商品指数	取引の種類	媒介等	自己	計
スポット金/USD	現金決済先物	—	1,284,088	1,284,088
スポット銀/USD	現金決済先物	—	10,856,550	10,856,550

#### (3) その他の部門（兼業業務）

外国為替市場において、1ドル＝133円台前半で期初取引が始まった米ドル/円相場は、4月5日には米3月ISM製造業景気指数が弱い結果となったことや米金利が低下したことを受け、米ドル

は下落し一時130円台半ば（期中安値）を付けました。5月25日発表の米経済指標の強い結果等により30日には一時140円台後半を付け、6月30日には米ドルは一時145円台前半まで上昇しました。日銀による金融緩和政策の修正に対する警戒感と米国のインフレ鈍化に対する期待感が相まって、7月14日に米ドルは一時137円台前半まで下落するも月末には142円台前半まで値を戻し、8月以降は米金利の底堅さ等からじり高の展開となり、10月3日には米8月雇用動態調査（JOLT S）求人件数の強い結果を受けて米ドルは150円台前半まで上昇、直後に日本政府による為替介入への警戒感などから一時147円台半ばまで急落するも、直ぐに149円台前半まで値を戻しました。11月も相場は米ドル買いで推移し一時151円台後半を付けました。12月は大幅なドル安・円高での推移となり、月間の値幅（高値と安値の差）は2023年3月以来となる8円超えとなりました。7日に日銀が早期にマイナス金利政策の解除に動くとの見方から147円台前半から一時141円台後半まで米ドルは急落し当日の値幅は5.7円まで拡大しました。1月に入ると、1日に発生した能登半島地震の影響で日銀の1月会合でのマイナス金利政策解除の観測が後退したこと等により米ドル/円相場は反転。米ドルは上昇傾向で推移し19日には148円台後半まで上昇し、2月に入っても13日にF R Bによる早期利下げ観測が後退したこと等により14日には一時150円台後半まで上昇しました。3月8日には一時146円台半ばまで下落しましたが、19日に日銀が金融政策決定会合でマイナス金利政策の解除など大規模緩和の修正を決定しましたが緩和的な金融環境が継続するとの見通しを示したことや、27日に田村日銀審議委員のハト派発言があったことにより米ドルは1990年7月以来33年8ヵ月ぶりとなる一時151円97銭（期中高値）まで上昇しました。その後は、日本政府による為替介入への警戒感から米ドル売りが進み151円台半ばで期末を迎えました。

このような状況の中、当社は主力サービスであるF Xについて、引き続きスプレッドの縮小を実施し、他社との差別化を図る取組みを行っております。

当事業年度の営業収益は、外国為替相場の変動率低下による取引高減少の影響を受けトレーディング損益が261百万円減少（前期比4.7%減）、金融収益が18百万円減少（同66.6%減）したこと等により5,372百万円（同5.0%減）となりました。損益については、金融費用が35百万円減少（同22.4%減）、販売費・一般管理費が137百万円減少（同3.1%減）となったことから、営業利益は915百万円（同10.6%減）、経常利益は938百万円（同10.4%減）となりました。当期純利益は、台湾のF X業者へのカバー取引業務からの撤退に伴うソフトウェアの減損損失10百万円及びマネパカード事業からの撤退に伴う事業撤退損9百万円（発生額と引当金計上額との差額）の特別損失（同87.4%減）計上により、628百万円（同2.3%増）となりました。

## ②取引開始基準

### (a)国内商品市場取引

該当事項はありません。

### (b)外国商品市場取引

該当事項はありません。

### (c)店頭商品デリバティブ取引

当社は「店頭商品デリバティブ取引取扱規程」を定めており、当該規程において以下のとおり取引開始基準を設けております。

#### <取引開始基準>

当社は次に定める基準に適合した顧客との間で商品C F D取引を行います。

- (1)当該顧客が商品C F D取引について相当の知識があり、取引の仕組み等を十分理解していること
- (2)当該顧客について、所定の本人確認が行われていること
- (3)当該顧客が当社の店頭外国為替証拠金取引「パートナーズF X」の口座を開設しており、顧客の年齢・知識・経験・財産の状況に基づく当該F X取引の「取引開始基準」に適合していること
- (4)取引契約締結の目的が商品C F D取引に適したものであること
- (5)その他、当社の定める基準を満たしていること

## ③顧客数 (2024年3月31日現在)

11,636名

3. 経理の状況

①貸借対照表

## 貸 借 対 照 表

(単位：百万円)

(2024年3月31日現在)

資 産 の 部 科 目	金 額	負 債 の 部 科 目	金 額
流動資産	62,484	流動負債	52,942
現金・預金	7,305	トレーディング商品	2,710
預託金	39,447	デリバティブ取引	2,710
トレーディング商品	8,572	約定見返勘定	33
デリバティブ取引	8,572	預り金	1,420
約定見返勘定	42	受入保証金	45,178
短期差入保証金	3,622	短期借入金	1,800
前払費用	76	リース債務	70
未収入金	202	前受収益	6
未収収益	2,900	未払金	95
その他の流動資産	327	未払費用	1,459
貸倒引当金	△13	未払法人税等	143
		賞与引当金	23
固定資産	1,454	固定負債	158
有形固定資産	84	リース債務	125
建物	1	役員株式給付引当金	33
器具・備品	25	特別法上の準備金	0
リース資産	57	金融商品取引責任準備金	0
無形固定資産	1,061		
ソフトウェア	344	負債合計	53,101
ソフトウェア仮勘定	519	純資産の部	
リース資産	196	株主資本	10,837
投資その他の資産	308	資本金	3,100
出資金	2	利益剰余金	7,737
長期差入保証金	115	利益準備金	561
長期前払費用	96	その他利益剰余金	7,175
繰延税金資産	88	繰越利益剰余金	7,175
その他	6		
		純資産合計	10,837
資産合計	63,939	負債・純資産合計	63,939

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



## ②損益計算書

## 損 益 計 算 書

〔 自 2023年4月1日  
至 2024年3月31日 〕

単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		5,372
受 入 手 数 料	55	
ト レ ー デ ィ ン グ 損 益	5,307	
金 融 収 益	9	
金 融 費 用		121
純 営 業 収 益		5,250
販 売 費 ・ 一 般 管 理 費		4,335
営 業 利 益		915
営 業 外 収 益		80
営 業 外 費 用		57
経 常 利 益		938
特 別 損 失		19
減 損 損 失	10	
事 業 撤 退 損	9	
税 引 前 当 期 純 利 益		918
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	219	
法 人 税 等 調 整 額	70	290
当 期 純 利 益		628

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

③株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書

〔 自 2023年4月1日  
至 2024年3月31日 〕

(単位：百万円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	
		利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
		繰越利益 剰余金				
当期首残高	3,100	471	7,535	8,006	11,106	11,106
当期変動額						
剰余金の配当		89	△987	△897	△897	△897
当期純利益			628	628	628	628
当期変動額合計	—	89	△359	△269	△269	△269
当期末残高	3,100	561	7,175	7,737	10,837	10,837

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

#### ④個別注記表

当社の計算書類は、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）並びに同規則第118条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）及び「有価証券関連業經理の統一に関する規則」（昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。

##### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

###### (1) 資産の評価基準及び評価方法

###### デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ 時価法を採用しております。

###### (2) 固定資産の減価償却の方法

###### ①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、建物及び建物附属設備については定額法）を採用しております。

###### ②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

###### ③リース資産

###### 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

###### 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

###### (3) 引当金及び特別法上の準備金の計上基準

###### ①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

###### ②賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

###### ③役員株式給付引当金

株式交付規程に基づき当社の取締役への親会社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

- ④金融商品取引責任準備金 有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に関して生じた事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令第175条に定めるところにより算出した金額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

①顧客を相手方とする外国為替証拠金取引の会計処理

顧客からの注文により成立する外国為替証拠金取引については、取引に係る決済損益及び評価損益をトレーディング損益勘定に計上しております。

なお、評価損益は、顧客を相手方とする全ての未決済の外国為替証拠金取引に係る評価損益を取引明細毎に算定し、これらを顧客毎に合算し損益を相殺した上で、評価益相当額を貸借対照表上のトレーディング商品（デリバティブ取引）勘定（資産）に、評価損相当額をトレーディング商品（デリバティブ取引）勘定（負債）にそれぞれ計上しております。

また、顧客から外国為替証拠金取引の証拠金として預託された金銭は、金融商品取引法第43条の3第1項並びに金融商品取引業等に関する内閣府令第143条第1項第1号に定める金銭信託（顧客区分管理信託）により自己の固有財産と区分して管理しております。当該金銭信託に係る元本は貸借対照表上の預託金勘定に計上し、収益は金融収益勘定に計上した上で事業年度末において未収のものは貸借対照表上の未収収益勘定に計上しております。

②カウンターパーティを相手方とする外国為替証拠金取引の会計処理

当社からのカバー取引注文により成立する外国為替証拠金取引については、取引に係る決済損益及び評価損益をトレーディング損益勘定に計上しております。

なお、評価損益は、カウンターパーティを相手方とする全ての未決済の外国為替証拠金取引に係る評価損益を取引明細毎に算定した上で、これらをカウンターパーティ毎に合算し損益を相殺して算出しており、これと同額を貸借対照表上のトレーディング商品（デリバティブ取引）勘定に計上しております。

また、カウンターパーティを相手方とする外国為替証拠金取引は毎営業日ロールオーバー（ポジションの決済及びポジションの持ち越しのための新規建て直し）されておりますので、評価損益は実質的には当事業年度末におけるロールオーバーによる新規建値と直物為替相場との差額をもって算定しております。

③約定見返勘定の相殺処理

約定見返勘定は、相手先別に借方の金額と貸方の金額を相殺して計上しております。

④グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

当社の外国為替証拠金取引に関連して生じる債務に関し、金融機関が行っている支払承諾契約に基づく極度額を 9,200 百万円とする債務保証に対する担保として、現金・預金（定期預金）1,840 百万円を差し入れております。当期末におけるこの担保に係る被保証債務残高はありません。この他、同契約に基づき、顧客区分管理信託契約に係る信託受益権に対し当該金融機関を質権者とする質権を設定しております。

また、支払承諾契約とは別に金融機関と顧客区分管理信託契約に係る信託受益権に対し質権を設定する当座貸越契約（借入極度額 2,000 百万円）を締結しております。なお、借入残高はありません。

### (2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,198 百万円

### (3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	70 百万円
短期金銭債務	1,814 百万円

### (4) 差入を受けている有価証券の時価は次のとおりであります。

差入を受けている有価証券	
受入保証金代用有価証券	6,593 百万円

### (5) 特別法上の準備金及び計上を規定した法令の条項

金融商品取引責任準備金	0 百万円
金融商品取引法第 46 条の 5 及び金融商品取引業等に関する内閣府令第 175 条	

### 3. 損益計算書に関する注記

#### (1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業費用 567 百万円

営業取引以外の取引による取引高

営業外収益 38 百万円

#### (2) 減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

##### ①減損損失を認識した主な資産グループの概要及び減損損失の金額

場所	用途	種類	減損損失の金額 (百万円)
株式会社マネーパートナーズ 本社（東京都港区）	台湾 F X 事業 関連システム	ソフトウェア	6
		長期前払費用	3
		合計	10

##### ②資産のグルーピングの方法

当社は、「投資・金融サービス業」の報告セグメントを基礎としてグルーピングを行っております。ただし、撤退を決定した事業に関連する資産については、「投資・金融サービス業」から切り離し、独立した単位としてグルーピングしております。

##### ③減損損失を認識するに至った経緯等

2023 年 11 月 15 日開催の取締役会において、将来的に台湾 F X 事業に係る業績の改善を図ることは困難であると判断し、本事業から 2024 年 2 月 29 日をもって撤退することを決定し、実行いたしました。

このため、台湾 F X 事業関連システムについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。なお、回収可能価額は、使用価値を使用しており、将来キャッシュ・フローが見込めないため、零として評価しております。

#### (3) 事業撤退損

当社は、マネパカード事業からの撤退（2023 年 9 月 29 日）に伴い発生した損失として、9 百万円を計上しております。

#### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 62,000 株

##### (2) 配当に関する事項

###### ① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月15日 定時株主総会	普通株式	297	4,800	2023年3月31日	2023年6月16日
2023年11月15日 取締役会	普通株式	600	9,680	2023年9月30日	2023年11月30日

###### ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2024年6月13日開催予定の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

(決議予定)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月20日 定時株主総会	普通株式	403	利益剰余金	6,500	2024年3月31日	2024年6月21日

#### 5. 税効果会計に関する注記

##### (1) 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

###### 繰延税金資産

未払事業税	10百万円
貸倒引当金	4百万円
賞与引当金	7百万円
研究開発費	7百万円
減価償却超過額	34百万円
役員株式給付引当金	10百万円
減損損失	5百万円
その他	<u>19百万円</u>
繰延税金資産小計	98百万円
評価性引当額	<u>△10百万円</u>
繰延税金資産合計	88百万円

##### (2) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取組方針

当社は、デリバティブ取引である外国為替証拠金取引の取扱いを主たる事業としております。

顧客等を相手方とする外国為替証拠金取引は、当社が顧客等に対して提示する為替レートに対してインターネットを通じて行われる注文を受け付け、受諾することにより成立します。当社は、これに伴う為替ポジションにより生じる為替変動リスクをヘッジするため、社内規程に基づき銀行、証券会社等のカウンターパーティに対してカバー取引を実施し、外国為替証拠金取引における為替ポジションの偏りを通貨ペア毎にゼロとするよう管理しております。

この事業を行うために必要な資金の調達は、主に銀行借入によっており、その他、カウンターパーティとの間のカバー取引に必要な差入保証金の一部を、金融機関との支払承諾契約に基づく保証状によって代用しております。

また、資金の運用は、流動性預金をはじめとする短期の預金等に限定しております。

#### ②金融商品の内容及びそのリスク

顧客等もしくはカウンターパーティとの外国為替証拠金取引の評価損益であるトレーディング商品（デリバティブ取引）は、先物取引の契約不履行に係る信用リスクに晒されております。また、カウンターパーティ等を相手方とする外国為替証拠金取引の未授受の決済差金である約定見返勘定並びに主に顧客等を相手方とする外国為替証拠金取引から生じる未収スワップである未収収益は、決済の履行に係る信用リスクに晒されております。更に、現金・預金や主に顧客からの預り資産を区分管理するための金銭信託である預託金並びにカバー取引を行うためにカウンターパーティに差し入れている短期差入保証金は取引の相手方である金融機関の信用リスクに晒されております。

現金・預金、トレーディング商品（デリバティブ取引）、約定見返勘定、未収収益、預託金及び短期差入保証金に加え、外国為替証拠金取引に関する顧客等からの預り証拠金である受入保証金及び主に顧客等を相手方とする外国為替証拠金取引から生じる未払スワップである未払費用は、外貨建の資産・負債を含んでおり、為替の変動リスクに晒されております。また、リース債務及び短期借入金は、主に金利の変動リスクに晒されております。

預り金、受入保証金、リース債務、未払金、未払費用、短期借入金及び負債に計上される約定見返勘定は、流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引については、評価損益に係る信用リスクや為替変動リスクに加えて、取引自体が為替ポジションを構成しており、これらは為替変動リスクに晒されております。

#### ③金融商品に係るリスク管理体制

当社は、金融商品に係るリスクの管理を、金融商品取引法第 46 条の 6 に定める自己資本規制比率の管理を基礎として実施しております。このため、信用リスク（取引先リスク）及び市場リスクについては、金融商品取引業等に関する内閣府令第 178 条及び「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件」（平成 19 年金融庁告示第 59 号）に基づき、毎営業日これらのリスクをリスク相当額として定量的に算出した上で自己資本規制比率を算出しております。また、リスク相当額については、社内規程においてこれらの限度枠を設定しており、財務担当部門は毎営業日リスク相当額を算出し、これが限度枠内に収まっていることを経営企画部門担当取締役等に報告するとともに、毎月末の自己資本規制比率の状況を取締



役会に報告することにより管理を行っております。一方、資金調達に係る流動性リスクについては、毎営業日のカウンターパーティとの差金決済を含めたカバー取引必要証拠金の状況及び顧客区分管理信託の元本追加／解約の状況を財務部門担当取締役会に報告するとともに、これらの1ヶ月間の推移や資金借入等の状況をリスク管理会議や取締役会に報告することにより管理を行っております。

また、個々のリスク管理の取組状況等の詳細は、以下のとおりであります。

(i) 信用リスクの管理

当社は、顧客を相手方とする外国為替証拠金取引に伴う信用リスクを管理するために、自動ロスカット制度を採用しております。これは、外国為替証拠金取引から生じる為替ポジションの評価損益であるトレーディング商品（デリバティブ取引）、未収もしくは未払のスワップである未収収益もしくは未払費用と預り証拠金である受入保証金を顧客毎に管理し、顧客の損失等により顧客が保有する為替ポジションに対してこれらの純額が一定の水準を下回ると自動的に為替ポジションを成り行き決済により清算するものであり、この制度により顧客に対する信用リスクが生じる可能性の低減を図っております。

カバー取引に伴うトレーディング商品（デリバティブ取引）、約定見返勘定、短期差入保証金及びデリバティブ取引に係るカウンターパーティの信用リスクに対しては、一定の格付けを有する等の基準によりカウンターパーティを慎重に選定するとともに、信用状況等の変化をモニタリングすることによって管理を行っております。また、カバー取引を行うにあたって、差入保証金の一部を金融機関からの保証状で代用することにより、現金による差入保証金の金額を抑制し、信用リスクの低減を図っております。更に、カウンターパーティの信用状況に起因する出来事によりカバー取引を実施できない事態が発生するリスクを回避するために、カウンターパーティを複数選定することにより、信用リスクの分散を図っております。

この他、長期差入保証金については、一定の格付けを有する先を差入先として選定し、相手方の信用状況等をモニタリングすることにより、信用リスクの管理を行っており、預金取引をはじめとする金融機関の信用リスクに対しては、資金の運用を短期間のものに限定することや取引金融機関の分散によりリスクの低減を図っております。

(ii) 市場リスク（為替変動リスク）の管理

当社の主たる業務である外国為替証拠金取引においては、顧客等との間の取引により生じる為替ポジションを、カウンターパーティとの間で行うカバー取引によってヘッジすることにより、為替変動リスクの管理を行っております。カバー取引によるヘッジは、社内規程に基づき実施され、毎営業日の最終時点での会社全体の為替ポジションの偏りをゼロとすることを義務付け、会社全体及びカバー取引実施担当者毎に一時的に保有できる為替ポジションの数量等に制限をかけることにより為替変動リスクの低減を図っております。また、これらの制限について、上記のリスク相当額の算出を通じての管理のほか、取引システムを通じてリアルタイムのモニタリングを実施しており、取引結果についても、カウンターパーティとの決済差金や残高の確認等を通じて二重のチェックを実施しております。

デリバティブ取引以外の、外貨建資産・負債の為替変動リスクについては、財務担当部門が日次で会社全体の為替ポジションをモニタリングした上で、両替等の取引を通じてポジションの偏りを一定の範囲に収めるよう管理しております。

なお、為替変動リスクに係るリスク相当額は、為替変動リスクに晒されている全ての資産、負債、デリバティブ取引について通貨ごとのネット・ポジションを算出し、その他のすべてのリスク変数を一定と仮定し、外国為替相場が対円で8%当社に対して不利に変動した場合の損失額として算出しており、当事業年度末における額は46百万円であります。

この他、短期借入金の金利変動リスクについては、借入の期間を短期間に限定することによりリスクの管理を行っております。

(iii) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、外国為替証拠金取引を行うにあたっての流動性リスクに対応するため、金融機関から借入の限度枠の設定を受けることにより一時的な資金需要への余力を確保するほか、カウンターパーティとの間でカバー取引を行うにあたって必要となる差入保証金の一部を金融機関との支払承諾契約に基づく保証状により代用することによって、手許流動性の維持を図り、流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

「(2) 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
デリバティブ取引(*1)	5,862	5,862	—

(\*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。なお、貸借対照表へは、トレーディング商品(デリバティブ取引)(資産勘定)に正味の債権8,572百万円を、トレーディング商品(デリバティブ取引)(負債勘定)に正味の債務2,710百万円を計上しております。

(\*2) 現金・預金、預託金、短期差入保証金、受入保証金及び短期借入金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 1. デリバティブ取引に関する事項

デリバティブ取引

①ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類毎の決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

イ. 通貨関連

取引の種類	契約額等 (百万円)		時価等 (百万円)		評価損益 (百万円)
		うち 1年超	時価ベース の想定元本 (*2)	評価額	
外国為替証拠金取引					
売建	161,056	—	160,666	390	390
買建	155,338	—	160,666	5,327	5,327
合計	—	—	—	5,718	5,718

(\*1) 時価の算定方法 事業年度末の直物為替相場により算定しております。

(\*2) 時価ベースの想定元本は、外貨建の契約額に事業年度末の直物為替相場を乗じた金額であります。

ロ. 商品関連

取引の種類	契約額等 (百万円)		時価等 (百万円)		評価損益 (百万円)
		うち 1年超	時価ベース の想定元本 (*2)	評価額	
商品 CFD 取引					
売建	2,453	—	2,517	△64	△64
買建	2,253	—	2,517	264	264
合計	—	—	—	199	199

(\*1) 時価の算定方法 事業年度末の直物相場により算定しております。

(\*2) 時価ベースの想定元本は、外貨建の契約額に事業年度末の直物相場を乗じた金額であります。

②ヘッジ会計が適用されているもの

該当するものはありません。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金・預金	7,305	—	—	—
預託金	39,447	—	—	—
短期差入保証金	3,622	—	—	—
合計	50,375	—	—	—

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
親会社	株式会社マネーパートナーズグループ	被所有 直接 100.0%	諸設備の利用 資金の借入 経営指導 役員の兼任	事務所及び設備等の賃貸	38	未収収益	0
				資金の借入	—	前受収益	2
				支払利息	18	短期借入金	1,800
				通算税効果額の支払	12	—	—
				経営指導料の支払	549	未払金	12
				被保証債務（注3、4）	11,200	未収収益	69
						—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引条件については、市場価格等を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。
2. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
3. 当社の外国為替証拠金取引に関連して生じる債務に関し、金融機関が行っている支払承諾に対して連帯保証（極度額 9,200 百万円）を受けているものであります。なお、当該連帯保証に係る保証料等の支払はありません。
4. 金融機関との当座貸越契約による借入に対して連帯保証（極度額 2,000 百万円）を受けているものであります。なお、当該連帯保証に係る保証料等の支払はありません。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
親会社の子会社	株式会社マネーパートナーズソリューションズ	なし	諸設備の利用 ソフトウェアの開発等の委託	事務所及び設備等の賃貸	40	未収収益	1
				システム開発委託及び保守	866	前受収益	3
						前払費用	0
						未払金	8
						未払費用	67

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引条件については、市場価格等を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。
2. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 174,795 円 89 銭
- (2) 1株当たり当期純利益 10,131 円 55 銭

⑤監査に関する事項

このディスクロージャー資料のうち、貸借対照表、損益計算書、株主変動計算書、個別注記表については、会社法に基づき会計監査人の監査を受けております。